

SHAKAIHOKEN Gifu

社会保険

ぎふ

健康で安心できる暮らしのために…

2025. 2

令和7年 2-3月

- 「被保険者資格取得届」には、個人番号の記入をお願いします
- 外国籍の従業員の国民年金加入期間に係る手続き
- 令和7年度生活習慣病予防健診のご案内
- 退職後の健康保険について



「飛騨・美濃すぐれもの」認定商品®〜味噌煎餅（有限会社 井之廣製菓舗）

発行／一般財団法人岐阜県社会保険協会

ホームページからも「社会保険ぎふ」がご覧いただけます。<https://www.gishakyo.or.jp/>

■日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/> ■全国健康保険協会ホームページ <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

事業所内で
回覧
しましょう

「被保険者資格取得届」には 個人番号の記入をお願いします

マイナンバー

「被保険者資格取得届」や「被扶養者(異動)届」などの、**個人番号記入欄がある届書には、個人番号(マイナンバー)を忘れずに記入してください。**個人番号は、被保険者や被扶養者の本人確認のために使用します。誤った個人番号が記載されている場合は届出が返戻となり、マイナ保険証の利用もできません。

また、「被扶養者(異動)届」の被扶養者の住所欄には、同居・別居に関わらず、住民票の住所を記入してください。住民票と一致しない住所が記載されている場合も、届出は返戻されます。

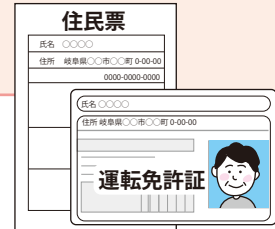
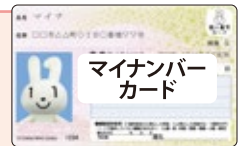
*従業員の方の個人番号を記入する際は、番号法に基づく**本人確認(番号確認および身元確認)**を必ず行ってください。

●個人番号における本人確認

番号確認(提供された個人番号が正しい番号であることの確認)と身元確認(個人番号の提供を行う者が番号の正当な持ち主であることの確認)が必要です。

個人番号カード(顔写真付きのもの)を持っている場合
番号確認と身元確認が、カード1枚で可能です。

個人番号カード(顔写真付きのもの)を持っていない場合
番号確認: 通知カードまたは個人番号通知書、住民票(個人番号付きのもの)
身元確認: 運転免許証、パスポートなど



▼被保険者資格取得届

被保険者の個人番号を記入してください。

被保険者の個人番号を記入した場合は被保険者の住所を記入する必要はありません。

被扶養者の個人番号を記入してください。

被扶養者の住所は、同居・別居に関わらず必ず住民票の住所を記入してください。

▼被扶養者(異動)届

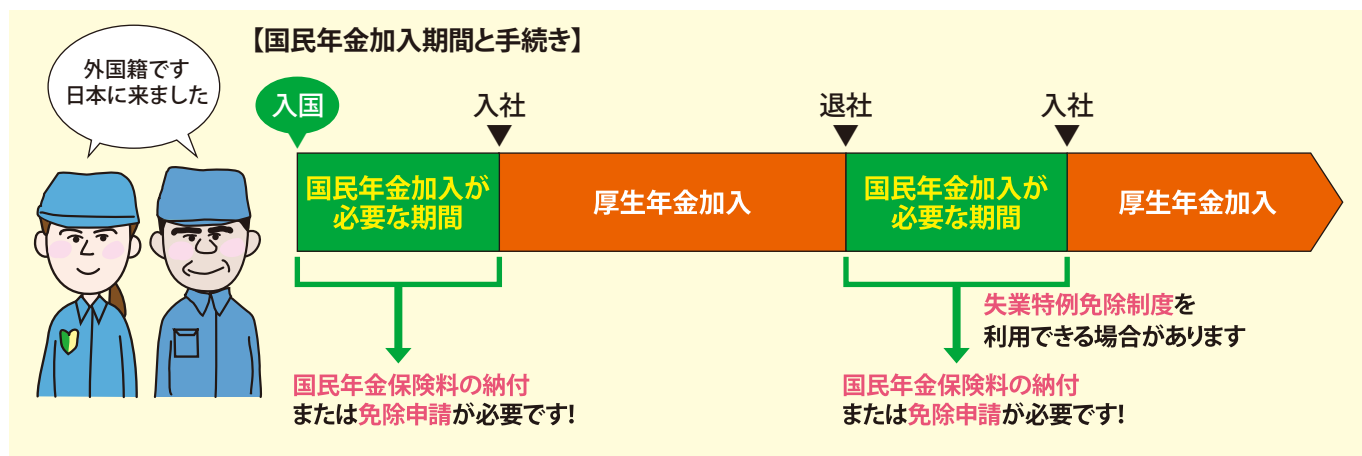
外国籍の従業員の国民年金加入期間 に係る手続きについて

外国籍の方が日本に入国し、厚生年金に加入する場合、「入国から厚生年金加入までの期間」や「離職等により厚生年金の資格を喪失した後の期間」は、国民年金の被保険者(※)となり、保険料を納付する必要があります。

保険料を未納のままにすると、障害年金の給付や在留資格に影響が出ることがありますので、速やかに保険料納付や免除の申請等の手続きを行う必要があることをご案内ください。なお、初回入国時などで前年に日本国内で所得がない場合は、通常、初年度については申請を行えば国民年金保険料の全額免除が認められます。また、離職して厚生年金の資格を喪失した場合は、失業特例免除制度により、保険料の納付免除が認められる場合があります。失業特例免除制度を申請する際は、失業した事実が確認できる証明書類の写し(雇用保険受給資格者証や雇用保険受給資格通知、雇用保険被保険者離職票、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書等)を添付する必要があります。

※日本に住む20歳以上60歳未満の方

※社会保障協定等により、日本の年金制度の被保険者とならない方を除きます



国民年金保険料の免除申請は、窓口や郵送による申請のほか、電子申請も可能です。

国民年金保険料の納付や免除制度の詳細は、下記の「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

<p>「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」</p> <p>「日本年金機構からのお知らせ」の補足情報等を掲載しています</p> 	<p>日本年金機構HP</p> <p>https://www.nenkin.go.jp/</p> <p>日本年金機構 <input type="text"/> 検索</p>	<p>日本年金機構公式X (旧Twitter)</p> <p>@Nenkin_Kikou</p> <p>公的年金に関する各種手続きやお知らせなどを随時発信しています。ぜひフォローして活用ください。</p>
---	--	--

ご不明な点は、下記のねんきん加入者ダイヤルへお問い合わせください

国民年金加入者向け



0570-003-004

050で始まる電話でおかけになる場合は
03-6630-2525 (一般電話)

事業所・厚生年金加入者向け



0570-007-123

050で始まる電話でおかけになる場合は
03-6837-2913 (一般電話)

【受付時間】月～金曜日 8:30～19:00、第2土曜日 9:30～16:00

*週の初日は混雑が予想されます。*土日祝日(第2土曜日を除く)、12月29日から1月3日はご利用いただけません。

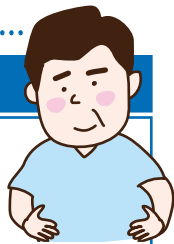


令和7年度

協会けんぽ加入者の皆様へ 生活習慣病予防健診のご案内

35歳以上被保険者(ご本人様)の方は…

一般健診(共通)	
対象者	35歳～74歳の被保険者(ご本人)様
自己負担額	18,865円相当の検査が 5,282円
検査項目	<input type="checkbox"/> 診察等(問診、身長・体重等) <input type="checkbox"/> 血液検査 <input type="checkbox"/> 尿検査 <input type="checkbox"/> 心電図検査 <input type="checkbox"/> 胸部レントゲン検査 <input type="checkbox"/> 胃部レントゲン検査 <input type="checkbox"/> 便潜血反応検査



さらに詳しい検査をご希望の方は…

付加健診	
対象者	令和7年度(令和7年4月～令和8年3月)に40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳を迎える被保険者様(希望者のみ)
自己負担額	9,603円相当の検査が 2,689円
検査項目	<input type="checkbox"/> 腹部超音波検査(エコー) <input type="checkbox"/> 肺機能検査 <input type="checkbox"/> 眼底検査 <input type="checkbox"/> 血液・尿検査(詳細)

5年に1度のチャンス!

【注意】
付加健診のみを単独で受けていただくことはできません。

『がん』もわかる検査

※受診を希望する健診機関に対して、**直接予約をお願いします。**

●受診できる健診機関(岐阜県内)はこちら → <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/gifu/cat050/template06/>



充実した内容の生活習慣病予防健診をぜひご利用ください。

詳細は、協会けんぽHPや3月下旬にお送りする健診の案内をご覧ください。

●協会けんぽの健診についてはこちら → <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g4/cat410/r89/>



生活習慣病予防健診を受診の際は、下記のいずれかの証明書等を必ずお持ちください。

①マイナ保険証



基本はマイナ保険証1枚で受診することができますが、**健康保険証としての利用登録が必要です。**

②マイナ保険証+資格情報のお知らせ

*カードリーダーが故障した場合等



【注意】
「資格情報のお知らせ」のみで受診いただくことはできません。

③資格確認書



④従来の健康保険証



令和7年12月1日まで

【生活習慣病予防健診に関するお問い合わせ先】

協会けんぽ岐阜支部 保健グループ ☎058-255-5155 (自動音声案内②)



全国健康保険協会 岐阜支部

協会けんぽ

〒500-8667 岐阜市橋本町2-8 濃飛ニッセイビル 14階

TEL.058-255-5155(代表)

電話受付時間 8:30～17:15
(土・日・祝日年末年始を除く)

協会けんぽ 岐阜 検索

●申請書のダウンロードができます

ぜひご利用ください!

協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル

TEL.0570-015-369

電話受付時間 8:30～17:15
(土・日・祝日年末年始を除く)

●お問合せ内容
マイナ保険証、「資格確認書」、
「資格情報のお知らせ」、
オンライン資格確認など

退職される方へ 退職後の健康保険について

退職後の健康保険には、「国民健康保険」、「協会けんぽの任意継続」、「ご家族の健康保険(被扶養者)」の3つの選択があります。

毎月納める保険料などを比較の上、選択された健康保険にお手続きください。

加入先	国民健康保険	協会けんぽの任意継続	ご家族の健康保険
手続き先	お住まいの市区町村の国民健康保険担当課	お住まいの都道府県の協会けんぽ支部	ご家族の勤務先
加入条件	お住まいの市区町村の国民健康保険担当課にお問い合わせください	<ul style="list-style-type: none"> 退職日まで被保険者期間が継続して2か月以上あること 退職日の翌日から20日以内に手続きすること 	<ul style="list-style-type: none"> ご家族が加入している健康保険の扶養の条件を満たす必要があります ご家族の勤務先にお問い合わせください
保険料	<ul style="list-style-type: none"> 保険料は、加入する世帯の人数や、前年の所得などによって決まります。 保険料の減免制度があります お住まいの市区町村により保険料額が異なります。 	<p>保険料は、退職前に控除されていた保険料を2倍にした額になります。</p> <p>*ただし、保険料の上限があります。また、お住まいの都道府県と退職前に加入されていた協会けんぽの都道府県が異なる場合等、2倍にした額とならない場合があります。</p>	被扶養者の保険料負担はありません


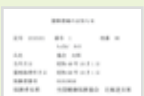

協会けんぽの任意継続をご希望される方は次の点にご注意ください

- 任意継続の申請の加入手続きは、退職日の翌日から20日以内に提出が必要です。
- 加入期間は、最長2年間です。
- 令和7年4月納付分から標準報酬月額限度額の上限が30万円から32万円に変更されます。任意継続の保険料が変わる方もいますので、ご注意ください。

従業員の方が退職した際の 健康保険証・資格情報のお知らせ・資格確認書の返却について

資格喪失日以降、それまで使用していた健康保険証・資格確認書は使用できません。

被保険者もしくは被扶養者が資格を喪失したときは、速やかに健康保険証・資格確認書等を返却してください。

	<p>健康保険証</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 令和7年12月1日までの退職の場合 →資格喪失届に添付して返却してください。 <input type="checkbox"/> 令和7年12月2日以降の退職の場合 →返却は不要です。
	<p>資格情報のお知らせ</p> <p>返却は不要です。</p>
	<p>資格確認書</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 有効期限内の退職の場合 →資格喪失届に添付して返却してください。 <input type="checkbox"/> 有効期限が切れている場合 →返却は不要です。

12月からマイナ保険証を基本とする仕組みに切り替わりました！
マイナ保険証なら退職後も返却する必要がなく、ずっと手元にお持ちいただけますので、ぜひご利用ください。



【任意継続保険に関するお問い合わせ先】

協会けんぽ岐阜支部 業務グループ ☎058-255-5155 (自動音声案内①)

健康保険・厚生年金保険 申請書等の提出先一覧

ご提出は
郵送で!!

届出には
便利な
電子申請を
ご利用ください

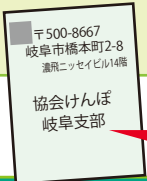
健康保険の給付や任意継続等 に関する手続

健康保険・厚生年金保険への加入等 に関する手続

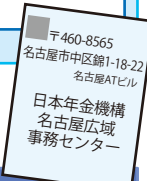
- 資格情報のお知らせ交付申請書
- 資格確認書交付申請書
- 高齢受給者証再交付申請書
- 傷病手当金支給申請書
- 療養費支給申請書
- 高額療養費支給申請書
- 限度額適用認定申請書
- 限度額適用・標準負担額減額認定申請書
- 特定疾病療養受療証交付申請書
- 第三者等の行為による傷病届
- 出産手当金支給申請書
- 出産育児一時金
内払金支払依頼書・差額申請書
- 特定健康診査受診券(セット券)申請書
- 埋葬料(費)支給申請書
- 任意継続被保険者資格取得申出書
- 任意継続被保険者資格喪失申出書
- 任意継続被保険者被扶養者(異動)届

- 従業員の採用
- 変更・訂正
- 交付・再交付
- 給与・賞与
- 病気・ケガ・入院等
- 出産・育児休業
- 健康診査
- 退職・死亡等
- 退職後の保険
(任意継続)
- 事業所に関するもの

- 被保険者資格取得届
- 健康保険被扶養者(異動)届/
国民年金第3号被保険者関係届
- 被保険者住所変更届(*)
- 被保険者氏名変更(訂正)届(*)
- 被保険者生年月日訂正届
(*)原則として70歳未満の方は個人番号を届けて
いただくことで届出省略
- 基礎年金番号通知書再交付申請書
- 被保険者報酬月額算定基礎届
- 被保険者報酬月額変更届
- 被保険者賞与支払届
- 産前産後休業取得者申出書/変更(終了)届
- 育児休業等取得者申出書(新規・延長)/終了届
- 厚生年金保険
養育期間標準報酬月額特例申出書・終了届
- 産前産後休業終了時報酬月額変更届
- 育児休業等終了時報酬月額変更届
- 被保険者資格喪失届
- 健康保険資格確認書回収不能届
- 健康保険被保険者証回収不能届(R7.12.1まで)
- 適用事業所名称/所在地変更(訂正)届
- 事業所関係変更(訂正)届



郵送



郵送

全国健康保険協会(協会けんぽ) 岐阜支部

〒500-8667 岐阜市橋本町2-8 濃飛ニッセイビル14階
ホームページアドレス
<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

郵送による提出をお願いしております。
ご不明な点は、協会けんぽ岐阜支部に電話でお尋ねください。

お問合せ先 **協会けんぽ岐阜支部**
☎058-255-5155

日本年金機構 名古屋広域事務センター

〒460-8565 名古屋市中区錦1-18-22 名古屋ATビル
ホームページアドレス
<https://www.nenkin.go.jp/>

郵送により受け付けております。窓口受付は行っておりません。
ご不明な点は、ねんきん加入者ダイヤルに電話でお尋ねください。

お問合せ先 **ねんきん加入者ダイヤル**
☎0570-007-123

*申請書等は、日本年金機構のホームページ、全国健康保険協会(協会けんぽ)のホームページよりそれぞれダウンロードしていただけます。

お知らせ

年金事務所が実施する事業所調査に関すること、
保険料額の確認及び保険料の納付に関することは、
管轄の年金事務所へお問い合わせください。

※岐阜南年金事務所の適用・徴収業務は、岐阜北年金事務所に移管・集約されました。

- 岐阜北年金事務所 ☎058-294-6364
- 多治見年金事務所 ☎0572-22-0255
- 大垣年金事務所 ☎0584-78-5166
- 美濃加茂年金事務所 ☎0574-25-8181
- 高山年金事務所 ☎0577-32-6111

笠原鋼鉄 株式会社



■本店: 岐阜市六条東1-3-4
 ■創業: 1949(昭和24)年
 ■事業: 岐阜市に本社と倉庫(加工所)、名古屋に営業所を構え、「ステンレス・鉄のデパート」として鋼材の流通業を展開。創業77年の信頼と経験を活かし、時代の変化とお客様のニーズを的確にとらえ、お客様と地域社会の発展に貢献してまいります。



上)できたての昼食を無料提供。月に1回スペシャルメニューが登場(1月は年に一度のふぐ料理です)
 下)全社員が昼食を利用する食堂

高品質・高精度・迅速に提供する「ステンレス・鉄のデパート」 従業員は家族!元気に長く働ける環境を整え、誰もが豊かな人生を。

1949年、岐阜市で鉄の卸業として創業。現在は加工所も備え、一般鋼材を中心にステンレス材・アルミ材・その他特殊鋼材の様々な形状、サイズを取り揃える「ステンレス・鉄のデパート」として、岐阜県・愛知県のお客様のニーズに高品質・高精度・迅速にお応えしています。創業以来、従業員を家族のように大切にする社風で、勤続年数の長い従業員が多いことも特長。2015年に社員食堂を新設したのを機に、一層健康経営を意識して取り組むようになり、健康経営優良法人認定企業、健康経営優良法人プライト500などに認定されています。

●代表取締役笠原孝一様、常務取締役総務部長笠原孝代様にお話を聞きました

●健康経営推進の理念は?

創業100年を迎えたときに、今いる若い社員が元気に働いてほしい!

旅行が好きでグルメな社長が「従業員は家族同様。健康で豊かな人生を送ってほしい!」との思いで、慰安旅行や社員食堂新設など、長きに渡り社員のための取り組みを続けています。「20数年後に創業100年を迎えたときに、今いる若い社員が元気に働き活躍してほしい!」と、近年、健康経営に一層力を注いでいます。

●具体的な取り組みは?

従業員が負担なく進んで参加・行動できる取り組みを、多角的にきめ細かく実施。

費用会社負担や特別有給制度など、従業員が進んで参加・行動したくなる工夫をし、心身の健康維持増進、仕事へのモチベーションやコミュニケーション向上にもつなげています。また、時代の変化に即した就業規則の見直しや助成金制度の活用も積極的に実施。多角的にきめ細かい取り組みを継続しています。

◆社員食堂(2015年倉庫を改築して新設)

- ・プロの料理人を雇用し、栄養バランスの良い美味しい昼食を費用会社負担で提供
 →健康維持増進、仕事へのモチベーションアップ、会話が増えコミュニケーション向上や食育など
- ・隣接して休憩室、卓球のできるコミュニケーションルーム(コロナ禍以来休止)も開設

◆慰安旅行

毎年慰安旅行を実施(費用は会社負担)
 節目の年には家族も参加、海外旅行も実施

◆仕事と家庭の両立支援

- ・仕事と家庭(育児・介護等)の両立支援のため「両立支援等助成金」制度を活用
- ・育休取得と時短勤務で段階的な職場復帰
- ・有給取得しやすい環境(作業・情報共有)

◆手厚い健康診査、予防と啓発

- ・毎月配布する給料袋に健康情報のチラシを同封
- ・一般健診受診率100%。節目年齢、女性の付加健診費用会社負担で受診、再検査は特別有給で受診
- ・インフルエンザ予防接種は会社で予約、費用会社負担
- ・送風機付きユニフォーム配布で熱中症対策
- ・朝礼時の体操 ・AED設置

◆認定など

- ・岐阜労働局 新はつらつ職場づくり宣言 登録
- ・岐阜県 ワーク・ライフ・バランス推進企業 登録
- ・岐阜県 清流の国ぎふ健康経営宣言企業 登録
- ・経済産業省 健康経営優良法人2021プライト500 認定
- ・2020年～ 経済産業省 健康経営優良法人中小規模法人部門 認定

◆今後の課題

喫煙対策:禁煙外来を利用するなど予定(会社費用補助を検討中)

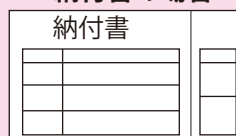
令和7年度から 社会保険協会「会費の納入方法」が変わります

NEW コンビニ納付

振込手数料のご負担はありません

金融機関を窓口とした納付書は廃止し、コンビニエンスストア専用の納付書をお送りします。

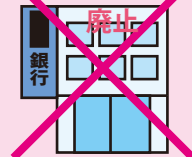
納付書の場合



コンビニ納付



金融機関納付



口座振替納付

振込手数料のご負担はありません

口座振替をご利用の事業所様は引き続き口座振替で納入いただけます。

その他の納付方法

振込手数料をご負担いただけます

インターネットバンキング、金融機関のATM・窓口から十六銀行、大垣共立銀行、東濃信用金庫、ゆうちょ銀行の指定口座にお振込み願います。

岐阜県の企業が設立した財団法人⑨

公益財団法人

とうしん地域振興協力基金



公益財団法人 とうしん地域振興協力基金

とうしん地域振興協力基金(理事長 加知康之)は、1990年(平成2年)1月に、東濃信用金庫合併10周年記念事業として、岐阜県下における地域社会活性化のため、地方公共団体及び公共的な団体が行う諸活動を支援し、地域社会の振興発展に寄与することを目的に設立されました。

※「東濃信用金庫」は、地域の三金庫「多治見信用金庫」「岐陶信用金庫」「土岐津信用金庫」が1979年(昭和54年)に合併し、誕生しました。

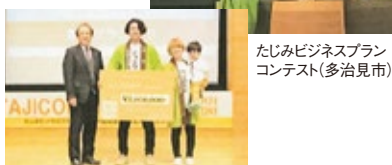
とうしん地域振興協力基金は、地域にとって有意義な存在であり続けるため、地域の方々の共感や信頼を得る事業の助成に努めております。

1. 地域産業の振興発展に関する活動の助成
2. 地域の社会福祉に関する活動の助成
3. 地域の社会生活環境の整備等に関する活動の助成
4. 地域の社会文化活動の助成

とうしん地域振興協力基金の主な助成事業

1 地域産業の振興発展に関する事業

- たじみビジネスプランコンテスト(多治見市)
- 瑞浪ポーノパークPR事業(瑞浪市)
- みのかも市民まつり(美濃加茂市)
- 茶業振興対策事業(白川町)
- つちのこフェスタ(東白川村) 他



2 地域の社会福祉に関する事業

- 幼児眼科検診促進備品購入(御嵩町)
- 保育園園内環境向上事業(坂祝町)
- 公共施設整備(七宗町) 他

屈折検査機器
(スポットビジョンスクリーナー)



幼児眼科検診促進備品購入事業(御嵩町)

3 地域の社会生活環境の整備に関する事業

- 米蔵遺跡前広場の整備(可児市)
- 中心市街地活性化拠点整備(中津川市)
- 公共施設AED設置(川辺町) 他



4 地域の社会文化に関する事業

- 恵奈の里次米みのりまつり(恵那市)
- 鶴里ホテルの里づくり(土岐市)
- アンティークピアノ活用事業(各務原市)
- 絵本ライブ(富加町)
- 筑前琵琶演奏会(八百津町) 他



恵奈の里次米みのりまつり事業(恵那市)

●お問い合わせ先
〒507-8702 岐阜県多治見市本町2丁目5番地の1 東濃信用金庫総務部内
TEL 0572-25-2200

詳しくは、ホームページでご確認ください。

